看多機の機能強化・普及推進を

日本看護協会　常任理事　田母神裕美

看護小規模多機能型居宅介護（以下、看多機）は、2012年度の介護保険制度の改正により創設された、地域密着型サービス（市町村が指定し、原則その市町村の住民のみが利用可能）です。「訪問看護」「訪問介護」、看多機の事業所での「通い」「泊まり」を利用者の状態に応じて柔軟に組み合わせることで、医療ニーズを有する中重度の要介護者の居宅を中心とした療養を支えています。

介護保険法改正に向けた取り組み

2022年3月から厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会で、2024年度の介護保険の制度改正に向けた議論が行われ、日本看護協会は厚生労働大臣に要望書を提出しました（※1）。

部会においても本会は委員として参画し意見書を提出し、議論の結果、12月にまとめられた部会意見に、本会で要望していた事項のうち、介護保険法（以下、法律）第8条の看多機の定義の改正に関する内容が盛り込まれ、改正法案は国会審議を経て、2023年5月12日に成立しました。現行の法律の定義には、居宅での訪問看護は明記されていましたが、「通い」と「泊まり」における看護の機能が明記されていませんでした。サービスの拠点である看多機の事業所で行う通い、泊まりにおいても看護サービスである「療養上の世話と診療の補助」が提供されていることがあらためて法律に明記されました。法律上の定義の明確化などを通じて、看多機のさらなる普及につなげることが重要です。

看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化

改正の趣旨

看多機では、サービス拠点での「通い」「泊まり」においても看護サービスを一体的に提供可能であり、医療ニーズの高い中重度の要介護者の在宅での療養生活を支えている。サービス内容の明確化等を通じて、看多機の更なる普及を進めていく必要がある。

改正後

この法律において「複合型サービス」とは…中略…、二種類以上組み合わせることにより提供されるサービスのうち、**次に掲げるものをいう。**

一 訪問看護及び小規模多機能型居宅介護を一体的に提供することにより、居宅要介護者について、その者の居宅において、又は第十九項の厚生労働省令で定める**サービスの拠点に通わせ、若しくは短時間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を行うもの**

二 前号に掲げるもののほか、居宅要介護者について一体的に提供されることが特に効果的かつ効率的なサービスの組合せにより提供されるサービスとして厚生労働省令で定めるもの

施行日：2024年4月1日

（厚生労働省　社会保障審議会介護保険部会資料などを基に作成）

看多機の機能強化と拡大に向けて

看多機は、2023年5月には967事業所まで増加しており、全都道府県に事業所がありますが、市町村別では設置があるのは2割余です。看多機の設置推進に向けては、事業所の経営を支える介護報酬に関する取り組みも重要です。本会は5月22日に、厚生労働省老健局長に介護報酬改定に関する要望書を提出しています（※2）。また、看多機の設置推進とともに、次項に述べる看多機の広域利用や地域のニーズに即した定員数の設定については、本年度が第9期介護保険事業（支援）計画の策定年であり、市町村行政、都道府県行政との連携が欠かせません。

介護保険サービスである看多機は、共生型サービスとして障害児・者のケアを行うことも可能です。今後、さらなる取り組みとして、介護保険制度では対応することができない医療保険の対象者に対する看多機の役割を含め、政策提言を続けてまいります。

※1　本会HP「要望書・意見書」 2022年11月10日「看護小規模多機能型居宅介護の活用促進のための制度改正についての要望書」
※2　本会HP「要望書・意見書」 2023年5月22日「令和6年度介護報酬改定に関する要望書」

看護小規模多機能型居宅介護の普及推進

高齢・多死社会を迎える中、高齢者の一人暮らしや「老老介護」に直面する人々は増加しており、地域で在宅療養を支えることが一層求められている。医療依存度の高い人や退院直後で状態が不安定な人のニーズに応え、在宅での看取りや住み慣れた自宅での療養を支援するため、2012年、日本看護協会の提案により看護小規模多機能型居宅介護（以下、看多機）サービスが創設された。

本会はこれまで、看多機の機能強化や普及推進に向けた活動を展開するとともに、国への要望活動などを行ってきた。本特集では、これらの動きに加え、2022年度に「看護小規模多機能型居宅介護の普及等に関する調査研究事業」として実施した看多機事業所へのアンケート調査のポイントを解説する。また、同事業に参画した行政担当者からの期待や管理者による看多機の成果などを紹介する。

地域のニーズに応える看多機の役割

日本看護協会は、2022年度の老人保健健康増進等事業「看護小規模多機能型居宅介護の普及等に関する調査研究事業」により、全国の看多機事業所へのWebアンケート調査を実施した。293事業所から、サービス提供体制のほか2,338人分の利用者の状態像やケア内容について回答があった。

調査概要
- 調査対象：全国の看多機事業所826カ所
- 調査方法：Webアンケート調査
- 調査期間：2022年10月21日～11月30日
- 有効回収数（率）：事業所数293（35.6%）

医療・介護ニーズを併せ持つ在宅療養者を支える看多機

看多機は、利用者宅や事業所内で看護職員が医療処置・ケアを行い、医療ニーズが高い人や退院直後で状態が不安定な人、在宅での看取りを希望する人などの在宅療養を支援するサービスだ。調査の回答事業所における利用者像は「要介護３以上」が計68.4%に上り、医療・介護ニーズを併せ持つ中重度の要介護者の占める割合が高い。

【表】 利用者の状態の変化【複数回答】（%）

	全体（n=2,338）
総数	100.0
排泄の自立度が改善した	7.7
経口摂取が可能となった	4.0
低栄養状態が改善した	9.5
褥瘡の治癒または改善が認められた	6.2
運動機能が改善した	16.2
活動範囲が広がった	19.8
痰の吸引の回数が減った、または呼吸状態が改善した	3.6
認知症の行動・心理症状が改善した	11.9
服薬量を減らすことができた	4.3
要介護度が改善した	2.8
入院回数が減った	11.6
家族の介護負担が軽減した	45.2
家族の介護技術が向上した	9.4
病状・状態悪化のスピードが緩やかになった	18.1
疼痛・苦痛が軽減できた	9.0
その他	2.1
特になし	19.3
無回答・不明	8.6

【表】は、看多機の利用開始時から調査回答時までの利用者の状態変化（複数回答）を見たもの。「家族の介護負担が軽減した」45.2%を筆頭に、「活動範囲が広がった」19.8%、「病状・状態悪化のスピードが緩やかになった」18.1%、「運動機能が改善した」16.2%などの効果が得られている。

前回の2021年度介護報酬改定では本会の要望が反映され、看多機の「自立支援・重度化防止」の取り組みに対し、「排せつ支援加算」「口腔・栄養スクリーニング加算」「褥瘡マネジメント加算」などの評価が設けられた。今後も、医療・介護の複合的なニーズに対応しながら自立支援・重度化防止の取り組みを強化していくことが看多機に期待されている。

看多機では、訪問看護や「泊まり」「通い」時の看護や介護の実施により、利用者の自宅や事業所内での看取りが可能だ。今回の調査では、過去1年間の看多機利用終了者のうち、1事業所あたりの死亡（看取り）が平均4.2人、うち自宅での看取りが1.8人、事業所での看取りが2.4人となっている。

【図1】は、看多機の「泊まり」と「訪問看護」の月あたり利用回数を、ターミナル期の利用者とそれ以外の利用者で比較したもの。ターミナル期の利用者では泊まりが「月30回以上」の割合が顕著に多く、訪問看護の利用回数も多い。一方、ターミナル期の利用者では泊まりが「月30回以上」21.4%に対し、「月0回」が27.3%、訪問看護は「月12回以上」が計22.0%に対し、「月0回」は33.1%であり、事業所内での看取りに向け「泊まり」を連続利用するケースと、自宅での看取りに向け訪問看護などを中心に利用するケースがあると推察される。自宅での看取りが難しい場合は事業所内での看取りも可能であり、看取りまでの過程で病状や気持ちの変化に応じてサービスを柔軟に組み合わせられることが看多機の特徴の１つだ。

【図1】 ターミナル期の利用者のサービス利用回数（2022年9月）

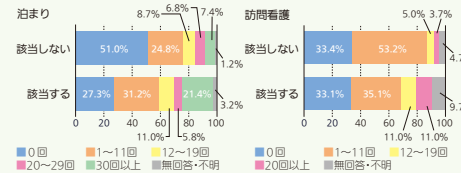

より身近な使いやすいサービスを目指して

看多機は市町村に指定権限があり、原則としてその市町村の住民のみが利用可能なサービスで、例外的に市町村を越えた利用を認める「区域外指定」（B町の同意を得た上でA市が指定すれば、A市の住民がB町の事業所を利用可能）の仕組みがあるが（【図２】）、タイムリーに看多機を利用できる仕組みが必要だ。

【図2】 A市の被保険者がB町に所在する事業所の利用を希望するケースの例

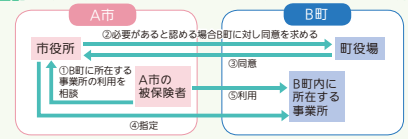

今回の調査では、他市町村の住民から「利用ニーズがあるが、受け入れていない」と回答した事業所が、全体の31.7%に上った。その理由（複数回答）としては「利用希望者が自治体に申し出をしたが、他市町村からの住民の利用が認められない」が38.7%、「他市町村の住民の受入れに関する手続きが煩雑なため、事業所として申請をしていない」が35.5%など。区域外指定の仕組みが活用されるためには、自治体間の調整や事業所の申請に係る煩雑さなど、運用上の課題がある。

看多機がない（少ない）地域でも事業者の参入と利用者の安定的な確保を進める方策として、本会は、看多機を訪問看護などと同様に、市町村を越えて利用できる「居宅サービス」にも位置付け、地域の状況に応じて事業所が「居宅サービス」か「地域密着型サービス」を選択可能とし、「居宅サービス」を選択した場合は登録定員を29人超に拡大するよう要望したが、今回の介護保険制度改正では実現がかなわなかった。厚生労働省は、区域外の利用に係る介護事業所の負担を軽減するため、**市町村間の区域外指定に係る事前同意など**の自治体向けの手引きを作成することとしている。また、**看多機の定員については介護保険制度上、「標準基準」とされており、通常よるべき基準だが、合理的な理由があれば市町村が条例で登録定員・利用定員を定めることも可能だ。**当面はこの仕組みや「区域外指定の事前同意」など、現行制度内で看多機が広域に利用しやすい方策を活用し、自治体にもこれらの対応を働き掛けていく必要がある。本会は、次期制度改正での看多機の基盤強化や介護報酬改定での評価の拡充を目指し、今後も国への働き掛けを強化していく。

行政の立場から 関係者への理解促進やケアの質の充実を後押し

新潟市保健所　保健管理課　課長補佐　清水智子さん

人口およそ78万人、高齢化率29.8%の新潟市。第8期介護保険事業計画の中で、看多機の設置を進めている。同市保健所保健管理課の清水智子課長補佐は、これまで在宅医療の推進や医療・介護連携に関する事業に長く関わってきた。

市内の在宅医療・訪問看護関係者が集まる研修会

これまでの市民アンケートでは「最期まで在宅で過ごしたい」という希望が5～6割あったものの、家族に面倒をかけたくないとの理由で実際には施設や病院に入るという回答も多かったという。高齢者となり複数の疾病を抱える市民が増加する中、疾病によっては使いづらい在宅サービスがある。市では、身近な地域で俯瞰（ふかん）して看てもらえる看多機サービスが必要と判断し、地域密着型サービスとしての制度開始当初から、開設や運営、人材確保などさまざまな支援施策を展開している。

市内にある看多機事業所は、現在13カ所。介護保険事業計画では、整備する日常生活圏域と量を定め、県の建設費補助金に市が上乗せする制度を設けるほか、備品購入の支援も実施する。看多機サービスの普及のためには市民だけでなく医療・介護関係者の理解が重要だとの認識から、ケアマネジャーや地域包括支援センターの職員に対し地域密着型サービスに関するセミナーも開催している。また、市内には在宅医療を自主的に進める医療・介護関係者からなるネットワークがあり、看多機事業所も参加して研修会や情報交換会などを行っている。

市では、次期の介護保険事業計画に向けて、看多機の設置促進だけでなくサービスやケアの質の充実に向けた取り組みを検討する予定だ。清水課長補佐は「看多機サービスについては、今後、高齢者のケアのみならず共生型サービスを提供する事業所としても、地域でより大きな役割を果たすことを切望している」と期待を語った。

事業所の立場から 地域に根差し幅広いケースで力を発揮

あこもけあ箱根CASA ENFERMERA　管理者　松木満里子さん

神奈川県箱根町にある看多機事業所、あこもけあ箱根CASA ENFERMERA。管理者の松木満里子さんは、県内で25年にわたり訪問看護に携わってきた。町には、診療所のみで急性期の病院がなく、医療資源やサービスが乏しい事情がある。2013年に看多機事業所を立ち上げ、いまは7人の看護職員を含む20人ほどのスタッフで25人の利用者を看ている。

利用者と積極的に外出するなど楽しんで通所できるよう工夫している

松木さんは「看多機が関わることで、状態が安定するケースは多い」と語る。これまで、心不全で在宅での日常生活に不安があったが、通所する中で状態が落ち着き緊急に連絡することがなくなった利用者や、看多機で腎ろうの処置ができるようになり通院回数が減った利用者がいた。がんで転移があり立ち上がることもできなかった人が、看多機に通うようにと体力がついてホルモン療法を開始し、雪かきや庭の剪定ができるようになった事例もあった。仙骨部に重度の褥瘡がある利用者には、訪問看護で対応して完治させ、自宅で看取ることができた。この利用者の家族は「高齢で寝たきりになるのは仕方ないことだと思っていた。こんなことが家でできるとは思ってもみなかった」と喜び、自宅で看取れたことに感謝の言葉を寄せたという。他の利用者の家族からは「介護のために仕事を辞めなくてはいけないと思っていたが、看多機に通うことができ、辞めずに済んだ」といった声もあった。

松木さんも、看多機の普及には行政や関係職種の理解が欠かせないと考えている。行政の担当者とは、何かあれば事業の相談ができる関係を築いているが、2年ほどで異動してしまうのが悩みだ。診療所の医師は、サテライト事業所を開設する際「看多機があるから町の看取りや在宅医療ができている」と行政に看多機の必要性をアピールしてくれた。地域の支援も受けながら、松木さんらは日々、療養者を支えている。